

第2章 ひとり親家庭支援施策の具体的な展開

1 相談体制の整備

(1) 現状と課題

- ひとり親家庭の支援ニーズは、ひとり親になった理由や、自身の子供の年齢、住居や同居家族の状況、学歴・職歴、現在の職業など、その家庭の状況により様々です。また、配偶者暴力の影響等による精神的な課題を抱えている場合などもあります。
- このため、都及び区市町村では様々な支援策を実施していますが、これらについて、必ずしも十分に認知・活用されているとはいえない。
- 必要な家庭を適切な支援に繋ぐためには、関係機関それぞれの質の向上と連携強化による相談支援体制の整備・充実と施策の普及啓発等が重要です。
- 養育費の確保や、離れて暮らす親と子の面会交流については、様々な理由から実現していない割合が高いため、子供の健全な成長を促す観点からも支援が必要です。

(2) 第2期の取組状況

ひとり親家庭のニーズに応じた相談体制の整備と質の確保に取り組みました。
養育費相談の充実を図るとともに、面会交流への支援を開始しました。

- ひとり親家庭に対する地域の相談窓口は母子・父子自立支援員⁶です。母子・父子自立支援員のソーシャルワークのスキル向上を図るため、支援員を対象とした研修がより実践的なものとなるよう、相談技術習得のためのグループワークなど内容を充実しました。

⁶ 母子・父子自立支援員：区市町村の福祉事務所などに配置され、区域内のひとり親家庭に対し、自立に向けた相談支援を行う。

- 都におけるひとり親家庭の相談支援の拠点である東京都ひとり親家庭支援センター（はあと）⁷において、時間に制約の多いひとり親の利便性を向上するため、年末年始を除く毎日、相談を実施する体制を整備しました。センターでは、母子・父子自立支援員と連携して必要な支援策に繋げています。
- 東京都ひとり親家庭支援センターのホームページに父子家庭のためのページを作成し、当事者団体の案内をするなど、父子家庭への情報提供や当事者団体への相談等の機会の確保に努めました。
- ひとり親になる時、なった時の準備や気持ちの持ちよう、子育てや就業に関するアドバイス、ひとり親家庭への支援施策などひとり親家庭に役立つ情報をまとめた「ひとり親家庭サポートガイド」を作成しました。
手に取って読むことができるよう、区市の窓口への配布を行うとともに、都のホームページにも掲載しています。
- 今後の子供の生活や成長に必要な養育費確保を進めるため、国の養育費相談支援センターと共に母子・父子自立支援員をはじめとする地域の支援機関を対象に研修を実施するなど、東京都ひとり親家庭支援センターにおける養育費相談の成果を区市町村に還元することに努めました。
- 子供が別れた親の愛情を感じ、健やかに成長していくことができるよう、子供と親の円滑な交流を支援する「面会交流支援事業」を開始しました。

（3）第3期の具体的取組

ひとり親家庭の地域での安定した生活を支えるため、相談支援の更なる質の向上を図るとともに、必要な家庭に確実に支援が届けられるよう、関係機関の連携強化や施策の普及啓発を進めます。

（相談支援の質の向上）

- ひとり親家庭の様々な課題に的確に対応することができるよう、母子・父子自立支援員の経験年数に応じた相談技法の習得を支援するとともに、父子家庭など多様な家族形態の特性やひとり親家庭に育つ子供の状況など支援

⁷東京都ひとり親家庭支援センター（愛称はあと）：生活相談・養育費相談・面会交流支援を行う「はあと」、就業支援を行う「はあと飯田橋」、在宅就業支援を行う「はあと立川」の3拠点で実施。はあと立川は27年3月にて終了した。

家庭の理解を促進する研修を実施し、母子・父子自立支援員の質の向上を支援します。

- 東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、広域的・専門的機能を生かし、母子・父子自立支援員をはじめとする地域の関係者に対する研修や地域のニーズに応じた出張研修などにより、相談支援の質の向上に取り組みます。

(関係機関の連携強化)

- 地域の子供と家庭を支援する第一義的な相談窓口である子供家庭支援センターにおいて、関係機関と連携し、子育て支援サービスなどを活用しながら、ひとり親家庭を支援していきます。
- 生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業⁸」の担当部署と母子・父子自立支援員の相互理解や区市町村の戸籍窓口の担当者など関係機関に対するひとり親家庭支援策の理解を促す取組により、関係機関の連携強化を支援します。

(養育費の確保支援)

- 東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、養育費に関する相談に応じるとともに、養育費確保を促進するため、離婚を考えている親も含め、養育費についての理解を進める取組を実施します。

(面会交流支援)

- 親と子の円滑な交流を支援するため、子供と一緒に住んでいる親、離れて暮らす親の双方に、面会交流の意義や必要性への理解を促すとともに、事業の活用が進むよう普及啓発に取り組みます。

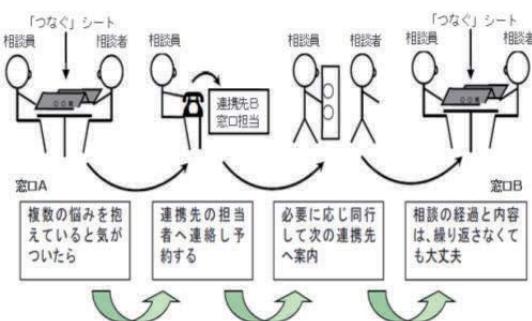
(普及啓発)

- 支援を必要としているひとり親家庭に施策が認知されるよう、Twitterの活用や支援策案内カードの作成・配布など様々な手段により、当事者同士の情報共有の機会が少ない父子家庭など、情報が届きにくい家庭を意識した普及啓発を実施します。

⁸ 自立相談支援事業：生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、その自立に向けて、本人のニーズを把握し、プランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関とのネットワークづくりを行う。

取組事例1 自治体内連携の取組 ～足立区・つなぐシート～

- 足立区では複数の悩みを抱えている相談者にできるだけ早い段階で「つなぐ」シートを使用し、複数の相談機関との連携で、相談者の悩みを早期に解決できるよう支援しています。
- このシートの利用により、相談者が同じ話を何度もする必要がなく、負担軽減ができます。また、複数の相談員が支援することで「たくさんの問題を一人で抱えている」孤立感も軽減できます。
- 取りまとめは、衛生部こころとからだの健康づくり課
- ひとり親の転職相談に来た区民が転職以外にもいくつもの悩みを抱えていたため、このシートを使用し、保健所や区民相談課につなげ、問題解決のお手伝いをしました。また、転職についても3回の相談で、仕事を見つけることができました。



▲「つなぐシート」を使った相談の流れ

取組事例2 多様な家族形態への理解促進 ～ステップファミリーの啓発事業を通じて～

- ステップファミリーとは、再婚等により血縁のない親子・きょうだいなどの関係を中心に含んだ家族のことです。
平成24年の厚生労働省の調査によると、婚姻件数に占める夫婦の一方又は両方が再婚である割合は26%となっており、増加傾向にあります。
- ステップファミリーでは、家庭内の人間関係や社会の理解不足など、他の家族には無い悩みを抱えていることも少なくありません。そこで、東京都では、そうした家族や支援をする方々を対象に、交流会やセミナーにより、再婚やステップファミリーへの理解を深める取組「とうきょうステッププロジェクト」を平成23年度に実施しました。
- プロジェクトを通じ、固定的な家族観や結婚觀だけによるのではなく、家族形態が流動化する中、家族の本質とは何かを見極める姿勢が支援者、当事者ともに重要であることが分かり、今後の取り組みが求められます。

取組事例③ 当事者団体の支援 ～しんぐるまさあず・ふおーらむ～

- NPO法人しんぐるまさあず・ふおーらむは、シングルマザーが子どもたちとともに生き生きと楽しく生活できるよう、情報提供、情報交換、相互援助、調査や提言などを行っている当事者の団体です。
- 会誌の発行や、都内各地でのシングルマザー相談会、毎週の電話相談、交流会、イベントなどを通じて、子育てやシングルマザー自身の生き方への支援や相互交流等を行っています。新年会・クリスマス会・夏の旅行などの季節行事など、子ども大人も一緒に楽しむ活動もあります。
- 他団体と協力し、経済的に厳しいひとり親家庭へ、緊急的にお米や食品を届けたり、お米などの支援を受けられるサービスを紹介する取組も実施しています。
- ひとり親サポーター養成講座や講師派遣事業など、相談支援を行う者へのアプローチを行うことにより、ひとり親家庭への適切な支援につなげる取り組みも行っています。
- 現場の状況を知り、適切な支援を行うために、行政とNPOが連携しながら取り組んでいくことも重要です。



▲ひとり親サポーター養成講座の様子

ひとり親家庭に育つ子供の状況調査の結果から①
～相談・交流の場～

※「ひとり親家庭に育つ子供の状況調査」概要は資料編を参照

- 子供の頃、身近な相談相手や機関があったらよかったと思うかという問い合わせに対しては、50%の人が「そう思う」と回答しています。
- どのような人なら相談できるかという問い合わせで最も多かった回答は、「ひとり親家庭のもとで育ったことがあるなど同じ経験をしている人」です。
- また、相談相手・機関についてどのような形が参加しやすいかについては、「子供同士が集まる場で交流」が44.2%、「家庭で学習支援をしながら相談にのる」が31.7%でした。
- 自由記述では、「話を聞いてくれる友達」「同じ状況の子供同士での話し合い」が欲しかったというものや「身近ではない第三者の存在が必要」との回答もありました。「母の相談相手」「母のメンタル部分のケア」が必要だったという声などもあり、子供の立場から、親への相談支援の必要性を感じていることが見てとれました。このように、親と子それぞれへの支援と、子供の居場所づくりや子供同士の交流などを含む支援を望む声があげられました。

ひとり親家庭に育つ子供の状況調査の結果から②
～離れて暮らす親との交流～

- 同居していない親（非同居親）との交流（面会やメール）については、「定期的にあった」15.6%、「時々あった」21.9%、「少なかった」19.8%、「まったく無かった」39.6%という結果でした。非同居親との交流が「定期的にあった」と回答した全員が、非同居親からの援助があったと回答しています。また、交流の頻度が低くなるにつれ、援助があったとの回答が少なくなっており、非同居親との交流があったほど、経済的・精神的な支えがある傾向がみられました。
- 非同居親が自分のことをどう思っていたかについては、「大事にされた」「心配してくれた」「気にかけてくれた」との肯定的な記述が一定数見られましたが、「何とも思っていない」「負担だったと思う」「新しい家庭もあり第一優先ではなかった」など子供の複雑な思いを表す記述もありました。
- 親へのインタビューでは、調停で面会が決まったが、非同居親との面会を子供が嫌がったときにどこに相談していいのかわからないという声があり、社会全体として相談機関の充実が望まれます。

ひとり親家庭に育つ子供の状況調査の結果から③
～父子家庭～

- 本調査では、ひとり親家庭の親子へのインタビューも行いました。
- その中で、父子家庭の父からは、「家のことは妻に任せきりにしていたので、最初はどうしたらいいのか分からなかった」「子供の病気や保育園の送り迎えなど自営業で何とか時間の融通が利いたのでやってこられた。サラリーマンでは難しかった。」「会社のそばに引っ越したので残業も多少は出来、子育ても楽になった」など、仕事は続けられるものの、ひとり親になった当初は家事・子育てに戸惑っていた様子が分かりました。
- 行政などの対応については、「父親がひとりで子育てしていくために何か協力や支援はないかと聞いたのに、児童養護施設に預けたほうがいいのではないかと言われた」「父子家庭というだけで子供の養育環境に非常に問題があるという考え方があると感じる。子育ては女性という母性信仰が強い」など、父子家庭への偏見があるとの声も聞かれました。
- 父子家庭への支援がほぼ母子家庭と同様になっている今、改めて、支援者ひいては社会の理解促進が重要です。

ひとり親家庭に育つ子供の状況調査の結果から④
～社会全体の理解～

- 調査における自由意見では、学校の教師や大人に対しては、「いろいろな形の家庭があることを前提に子供たちと接して欲しい。離婚をタブーのように感じている人が多く、それが各家庭の子にゴシップのように受け止められる風潮を変えたい」という意見、行政に対しては、「ひとり親に対する世間のイメージはまだまだ良くない。行政には、ひとり親が不利益にならないような社会、支援にしてもらいたい」という要望がありました。
- 「ひとり親家庭はあくまでも家庭の在り方のひとつであり特別なものではない」「ひとり親家庭は不幸と決めつけるような質問は不愉快な思いを抱くものであり、親の離婚を自分の不幸と考えたことはない」という記述も見られました。
- ひとり親家庭に育つ子供達へは、「離婚した事は親の人生で、問題は自分の人生をどう歩むかということ。嫌な思いや寂しい思いをしてもそれがイコール不幸ではないことを知って欲しい。」「ひとり親家庭は珍しくない。ひとり親家庭だということにコンプレックスを感じているなら、全く悩む必要はない。将来どのようになるかは自分次第です。」など、子供自身がひとり親家庭をどう捉えていたら良いのかについての示唆がありました。
- ひとり親家庭への偏見や先入観を排しつつ、一人ひとりの多様な経験を拾い上げ、今後の支援策につなげていけるよう取り組んでいくことが必要です。

2 就業支援

(1) 現状と課題

- ひとり親家庭、特に母子家庭では、パート・アルバイト等の非正規雇用の割合が高く、「収入が少ない」「将来が不安」といった理由での転職を希望する家庭が多くなっています。
- 加えて、一人で子育てと就業による生計を担うため、働き方に制約がある、ダブルワークなどで心身に大きな負担を抱えている等の課題もあります。
- また、離婚や配偶者暴力等の影響により、精神的な課題を抱え、すぐには就労に結びつかないなど、対応が困難な場合もあります。
- 子供の将来も見据え、より安定した、収入の高い就業に向けた支援とともに、こうした就業確保を可能とする資格取得等への支援も必要です。
- 家庭と仕事が両立できる働き方への支援も求められています。
- 身近な地域において、ハローワークとも連携するなど総合的な就業支援が受けられる仕組みを充実することも重要です。

(2) 第2期の取組状況

就業の確保策を進めるとともに、就業が安定的に継続できるよう支援を強化しました。

- 東京都ひとり親家庭支援センター（はあと飯田橋）において、就業相談、就業支援、職業紹介等の一貫したサービスを提供し、ひとり親家庭が抱える課題を踏まえたきめ細かな支援を行っています。
- さらに、ひとり親や企業に対する就業後のフォローなど就業定着のための支援や求職者に対するメールマガジンによる情報提供など、支援の充実にも取り組んでいます。

- 就職に結びつく講座の受講費用の一部給付（教育訓練給付金事業）や看護師や保育士等の安定的な就職につながる国家資格等の取得期間の生活費の給付等（高等職業訓練促進給付金等事業）を、全区市町村で実施しています。
- 都では、在宅就業に従事するためのスキル取得支援などを実施し、約250名がITを活用した在宅就業のスキルを習得しました。

（3）第3期の具体的取組

より安定した就業と収入を確保するため、相談者に適した職業選択、正規雇用での就業、転職など、それぞれの状況に合わせた就業支援を充実するとともに、就労機会の拡大に向け、資格取得等への支援を行います。

（都における就業支援の充実）

- 東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、それぞれの家庭の状況や課題を踏まえた包括的・継続的な支援を引き続き実施するとともに、適職診断やハローワークの求人情報の活用等による効果的な職業紹介や、企業の採用を促すための求職者公開、ハローワークと連携した就業支援プログラムの実施などに取り組みます。また、東京しごとセンターや都立職業能力開発センターと連携しながら就業支援を実施します。
- 両親の離婚等を経験した子供たちは、経済的にも精神的にも不安定な状態にある場合もあり、家庭全体の自立を支援するため、親への就業支援と併せ、子供の希望や適性などを踏まえたキャリアカウンセリングや求人情報の提供など、子供に対する丁寧な就業支援を実施します。

（地域の就業支援体制の強化）

- 地域における就業支援を充実するため、福祉事務所に就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携して包括的な就業支援を行う取組の実施を区市に働きかけていきます。

（一人ひとりに合わせたきめ細かな就業支援の実施）

- 児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、きめ細かな就業支援を行う自立支援プログラム策定が全区市で実施されるよう支援します。

(より安定した就業に向けての資格取得等支援)

- 経済的自立に効果的な資格取得を支援するため、資格取得期間中の生活費相当の給付金や講座の受講費用の支給について、引き続き全区市町村において実施します。
- より良い条件での就職や転職の可能性を拡げるため、高等学校卒業程度の学力獲得を支援する取組について、全区市での実施を働きかけていきます。

(在宅就業の機会の確保)

- 在宅就業に必要なＩＴのスキルを取得した者が円滑に在宅就業に従事できるよう、ＩＴを活用した在宅就業の業務開拓・分配・サポート等を一定期間行う取組を実施します。

**取組事例4 就労支援におけるハローワークとの連携
～生活保護受給者等就労自立促進事業～**

- 生活保護受給者や児童扶養手当受給者などを対象にして、ハローワークと自治体との協定等に基づく連携により、各自治体へのハローワークの常設窓口の設置や、ハローワークからの巡回相談の実施等のワンストップ型の就労支援体制を整備する取り組みが行われています。
- 平成27年3月現在、都内の自治体では、庁舎内や福祉事務所に、19か所のハローワーク窓口が設置され、自治体とハローワークの連携が進んでいます。
- これらの取組により、例えば、母子・父子自立支援員に相談に来た方をすぐにハローワークの就業支援窓口にご案内したり、ハローワークの担当者がその家庭の個別事情に合わせたきめ細かな就業支援を行うことが可能となります。
- 実際に、就業相談件数や、就職に結びつく事例が増加するという効果につながっており、引き続き連携を進めています。

取組事例5 当事者団体と企業との連携 ～東京都母子寡婦福祉協議会～

企業等から、ひとり親家庭に対する支援の声が高まっており、当協議会では、企業の支援を受けて2つの事業を実施しています。

○ ひとり親家庭支援プロジェクト

26年度から、ひとり親家庭の母に対する「①就労支援＝キャリアアップ支援 ②その子への学習支援 ③託児支援」をセットにしたプログラムを開始しました。この事業は、企業と東京ボランティア・市民活動センターが行ってきたものを引き継ぐもので、プログラム参加者には、8回の就労アドバイザーによる個別面談、そして、取得資格のための助成、子供の学習塾代への補助と充実した支援を実施し、親の収入が上がるなど大きな成果も確認されています。

本事業の実施を通じ、「継続的で総合的な支援」として、親への継続的な支援と、併せて子供への支援が欠かせないものと再認識しています。

○ ひとり親のためのステップアップ講座「看護師への道」

看護師（准看護師）を目指しているひとり親向けに、「看護師への道」セミナーを実施しており、人気のある講座となっています。

講座では、保健師である大学看護学科長の「心構え」から「ひとり親で看護学校に入学した経験談」、「受験のノウハウ」まで伝授しており、資格取得のための行政の支援（高等職業訓練促進給付金等事業）につなぐこともでき、「合格しました！」という嬉しい知らせも届いています。

ひとり親に育つ子供の状況調査の結果から⑤ ～就業支援～

- 親へのインタビューでは、就労の問題も挙げられています。
- 「正社員に就きたいが年齢もあり、なかなか難しい。そのため週3日はダブルワークで家に帰るのが10時過ぎになる。子供が高校生・中学生になると学費などがいろいろかかる。」「就労収入だけでは年間100万円いくかいかないか。子供の学費を考えると、何年か以内に収入を上げるための転職が必要。」「この年齢（50代後半）になると、掃除等しかない。資格を取っておけばよかったと思う。勉強して資格を取りたい。」「仕事は夜9時まであり、帰ってきた時には子供は寝ていて、何もコミュニケーションがとれない。」など、雇用の不安定さや仕事と子育ての両立に悩む姿、進学費用など将来への不安を抱えている状況がわかります。
- また、「子供がいるなら少し早く帰れるとか、働く環境がもっと整っていればよいと思う。」との子供からの声もありました。
- より収入の高い就業や転職、両立のしやすい就業への支援が求められています。

3 子育て支援・生活の場の整備

3-1 子育て支援体制

(1) 現状と課題

- ひとり親家庭の親は、家庭内に相談相手がいないため、子育てや生活の悩みを抱えこんだり、また、離婚などを負い目に感じ、相談せずに解決しようとすることがあります。
- 就業と子育てを両立させ安定した生活を送るためには、保育サービスが不可欠ですが、ひとり親家庭の待機児童の状況をみると、求職中や非常勤雇用の割合が高くなっています。
- 学童クラブの利用割合も6割を超えていました。
- 共働き世帯と比較すると、ひとり親家庭では、子供の預け先に関して不満に思うこととして「子供が病気のときに利用できない」「夜間や休日に利用できない」の割合が高く、また、帰宅時間も遅い傾向にあります。
- ひとり親家庭ホームヘルプサービスについては、区市町村により利用状況のばらつきが大きくなっています。
- 安心して子供を産み育てることができるよう、必要な時に子育て支援サービスを適切に利用できる体制を整備することが必要です。また、孤立化を防ぐために、継続的な状況把握や支援を行うとともに、各種支援策に関する情報を探し、活用や参加を呼びかけることも重要です。
- ひとり親の就労状況を踏まえた保育サービスの整備や学童クラブの充実が必要です。
- 預け先の時間延長、一時的に子供を預かってくれる仕組みや家事等の生活援助サービスなどの充実が必要です。

(2) 第2期の取組状況

求職中や、非常勤雇用でも対応できる保育サービスの充実や、学童クラブの利用時間の延長等に取り組みました。

- パート勤務などによる多様な保育ニーズに応えるため、定期利用保育事業などのサービスの拡充に取り組みました。
- 利用時間の延長を義務付けた「都型学童クラブ」を創設しました。
- ホームヘルプサービスの利用状況の把握に努め、区市町村が柔軟に実施できるよう、子供の年齢要件等の緩和などにより、利用促進を図りました。

(3) 第3期の具体的取組

ひとり親家庭が、ニーズにあったサービスを利用し、安心して子供を健全に育てられるよう、地域の実情に応じた環境整備に取り組む区市町村を支援します。

(地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援)

- 個々の家庭のニーズを早期に把握し、必要に応じて適切な支援につなげるため、妊娠期から子育て期にわたって、母子保健部門と子育て支援部門等が連携し、切れ目ない支援を実施する区市町村を支援します。

(保育サービスの拡充)

- ひとり親家庭が必要な保育を受けられるよう、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを拡充する区市町村や事業者を支援します。
- 延長保育や夜間保育、病児保育など、きめ細かい保育サービスを利用できるよう、区市町村や事業者を支援します。

(放課後の居場所の確保)

- 子供の放課後の居場所を確保できるよう、各区市町村による学童クラブの設置や放課後子供教室の実施を促進するとともに、時間延長等のニーズに応じた学童クラブの整備を進めていきます。

(地域の子育て支援)

- 親同士が地域の中で気軽に交流でき、育児相談等も行う子育てひろばや、保護者の疾病等で一時的に養育できない場合に利用できるショートステイ等、地域の子育て支援サービスの拡充を図ります。

(ひとり親家庭ホームヘルプサービス)

- ひとり親家庭の地域における安定した生活を支えるため、全ての地域で必要な家庭が利用できるよう、ホームヘルプサービスに取り組む区市町村を引き続き支援します。

取組事例6 地域の子育て家庭への支援
～子供家庭支援センターと母子生活支援施設の連携～

- 子ども家庭支援センターしらとりは、母子生活支援施設白鳥寮に併設されています。地域で子育てをしている親子への支援に加えて、白鳥寮を退所した親子もしらとりを利用しながら安心して暮らしています。
- トワイライト事業では、保育所や学童クラブの終了後から午後10時まで子供（満2歳から小学6年生まで）を預かり、ショートステイ事業では、入院・出産・出張等を理由として、7日間以内で子供（満2歳から18歳まで）を一時的に預かります。
- 地域のひとり親家庭も多く利用しており、仕事で帰りが遅い、夕食を作れない、宿泊を伴う出張や研修があるといった事情に柔軟に対応し、安心して就労できるよう支援しています。
- また、母子生活支援施設に入所している母が入院した際に、子供をショートステイ事業で預かるなど、子供の環境を変えずに済むため、母子の安心感とともに施設の支援の充実にもつながっています。
- さらに、ひろば事業として、子育て親子の交流の場を提供しています。子育てに関する講習（子育て講座、ミニルームあいあい、親子たいそうしらトレ！等）を実施し、大勢の親子が参加しています。地域で子育て家庭の親子の成長を見守る環境づくりが重要です。これからも世代を超えた地域の人たちがボランティアとして活躍できる機会をつくりだし、必要な体制を整備していきます。



▲ しらとりでの夕食風景

3－2 ひとり親家庭に育つ子供の学習支援の推進

(1) 現状と課題

- ひとり親家庭では、生計を維持するために就業時間が長くなる等の影響により、子供が落ち着いて学習する環境が不足したり、親が子供と向き合う時間がなく、成績にも関心が向けられない場合があります。
- ひとり親世帯の収入は、両親世帯に比べて低い傾向にありますが、親の収入と子供の学力・学歴には一定程度の関連がある⁹とも言われています。
- 子供の学習や進学の意欲を維持し、将来の自立につながるよう、早期から十分な学習の機会を確保するなど、子供に対する支援の充実が必要です。
- 平成27年4月から施行される「生活困窮者自立支援法」に基づく学習支援などとの連携も必要です。

(2) 第2期の取組状況

家庭の事情に左右されず、子供が将来自立できるよう、ひとり親家庭に育つ子供の学習支援を実施しました。

- 平成25年度から小中学生を対象にひとり親家庭の子供に対する学習支援事業を開始しました。平成26年度には、子供の日常生活の悩みに寄り添って支援する、ひとり親家庭の子供サポートモデル事業として取組を拡充し、学習塾型と家庭教師派遣型の2つの形式で実施しました。
- 親への気遣いから本音を言えず、ちょっとした悩みでも周囲に相談できない子供に対し、丁寧に対応することで、成績の向上や自己肯定感を育む等の成果が上がっています。

⁹ 文部科学省委託研究「平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に与える要因分析に関する調査研究」

(3) 第3期の具体的取組

身近な地域で子供たちの学習の機会が確保できるよう、全区市町村での学習支援の実施を支援します。

(ひとり親家庭の子供の学習支援の推進)

- ひとり親家庭の子供サポートモデル事業について、対象を高校生まで拡大するとともに、事業の成果を区市町村に還元します。
- 全ての区市町村が、ひとり親家庭の学習支援事業や生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等を、地域の実情に応じて実施できるよう支援します。
- 母子・父子自立支援員と生活困窮者自立支援法の担当者が連携し、ひとり親家庭のニーズや状況に応じて、適切に実施できるよう働きかけます。

(将来の自立に向けた子供の進学支援)

- 本人の希望が尊重され、能力・適性に応じた進路選択の機会を確保できるよう、中学3年生及び高校3年生の子供のいる一定所得以下の世帯を対象に、学習塾や進学のための受験費用の貸付けを無利子で行う「受験生チャレンジ支援貸付事業」により、ひとり親家庭の子供の進学を支援します。

ひとり親家庭に育つ子供の状況調査より④ ～学習に対する支援～

- 子供の頃、塾・家庭教師・通信教育などを利用していたかを見ると、「利用したかったが利用できなかった」人は12人、うち11人が「経済的に余裕がなかった」ことを理由に挙げています。
- 「子供の頃を振り返ったとき、補習塾の開催や家庭教師など基本的学力獲得のための行政の支援があったら良かったと思うか」という問い合わせに対しては、「良かったと思う」が55.8%でした。
- 自由意見では、「大学進学には、経済的要因が多くの割合を占めていると思う。貧困の連鎖を断つためにも、大学進学への助成、サポートが充実すればよい」など進学機会の保障を望む声が挙げられました。
- また、「学校でわからないことがあっても、疲れている親に教えてもらうことに子供ながら遠慮があった」「進学も母ひとりの収入では無理とわかっていたので、自分で働くことを決めたが、もっと相談できる人がいてくれたら、学校へ行ったかった」など親が多忙な状況であったことからくる記述も見られ、学習支援や相談などの取組の拡大が求められます。

取組事例 6 ひとり親家庭に育つ子供の学習支援 ～東京都の学習支援事業「のびスク」の取組～

- 都では、ひとり親家庭の子供を対象に、①家庭教師派遣型②学習塾型の2つの形式による学習支援事業を実施し、大学生等の学習支援ボランティアが、子供一人一人に合わせた個別指導を行っています。子供達は、学校の授業で分からぬ問題や苦手科目を持ち寄り講師に聞くことで、苦手意識の克服や自ら学ぶことの楽しさを経験します。また、学校以外の場所で定期的に学ぶことで、家庭学習の習慣を身に付けることができます。
- 学習支援の効果は単に子供の学力向上にとどまりません。子供たちは、普段接する機会の少ない大学生や、他のひとり親家庭の子供達との関わりの中で新たな人間関係を築きます。親でもない学校の先生でもない第三者から褒められるという経験をすることで、自己肯定感が向上し自信につながります。また、学習塾型で実施している大学見学会では、大学に初めて足を踏み入れるという子供も多く、自身の進学について視野を広げるきっかけとなっています。
- 一方、受講生の保護者に対しては、子供の学習・進学のことや思春期前後の子供との関わり方等をテーマにしたセミナーを実施したり、保護者同士の交流会を開催しています。参加した保護者からは、「子供への接し方についてとても参考になった」「これまでひとり親同士が交流する機会が無かったので嬉しかった」「悩みを共有出来た」等の声が多く寄せられました。子供と同時に保護者も支援の対象として、ひとり親家庭が子供の学習・進学に対する理解を深めるきっかけとなっています。
- このように、様々な角度からひとり親家庭への変化をもたらす学習支援事業。こうした取組が、より身近な自治体である区市町村で広く行われるよう、都は引き続き区市町村の実施促進に取り組みます。



学習支援ボランティアの皆さん



マスコットキャラクター
すっくん



大学生等ボランティアによる
学習支援の様子

3－3 住居の確保

(1) 現状と課題

- ひとり親家庭は、収入が低い世帯が多く、家賃等が家計に及ぼす影響は大きいため、住まいの確保にかかる支援が重要です。

(2) 第2期の取組状況

住宅確保への支援を行うとともに、自ら、住まい選びが円滑にできるよう啓発に取り組みました。

- 都営住宅の入居については、ひとり親家庭を対象とした当選倍率の優遇制度や、ポイント方式による空き家募集、母子生活支援施設退所者向け特別割り当ての募集などの制度を実施しています。
- 住まい探しの参考となるよう、住まいを選ぶ際のポイントなどをまとめた「ひとり親家庭のための住まい探しの道しるべ」を発行しました。

(3) 第3期の具体的取組

ひとり親家庭が、地域で自立して生活していくことができるよう、引き続き、住宅確保策を着実に実施していきます。

(都営住宅優先入居)

- ひとり親家庭の安定した生活の場を確保するため、都営住宅空き家の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による空き家住宅募集、母子生活支援施設退所者向け特別割当等により、ひとり親家庭への都営住宅提供を引き続き進めます。

(円滑な入居促進)

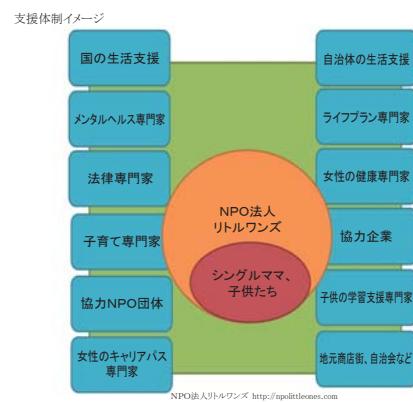
- 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、「東京都居住支援協議会¹⁰」は、区市町村における「居住支援協議会」の設立を促進するとともに、その活動を支援します。

¹⁰居住支援協議会：高齢者、障害者、子育て世帯などの民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や不動産関係団体、居住支援団体が連携し、入居者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するもの。

- 区市町村の居住支援協議会等を活用して、支援が必要な家庭に住まいと見守りなどの生活支援サービスを一体的に提供する取組を支援します。

**取組事例5 豊島区居住支援協議会
～居住支援事業（NPO 法人リトルワンズ）～**

- 豊島区では、誰もが安心して住み慣れた地域に暮らし続けられることを促進するため、区内の居住支援関係団体と連携し、平成24年7月3日から「豊島区居住支援協議会」を設置しています。
- 居住支援協議会では、「居住支援事業」として、居住場所に困っている方などに対し、空き家・空き室等の活用や民間賃貸住宅等への円滑な入居を推進するための支援活動等を行うグループに、その事業の実施に要する費用を助成しており、ひとり親家庭への支援活動として、NPO法人リトルワンズへの助成を行っています。
- ひとり親支援活動を行うNPO法人リトルワンズでは、豊島区及び近隣地区在勤在住のひとり親を対象に、「ひとり親家庭への居住の提供」、「入居者への継続的な声掛け、アウトリーチ、と生活支援相談受付」、「交流会などネットワークと情報交換の機会の提供」等に取り組んでいます。



リトルワンズとひとり親向け居住支援体制

3－4 課題を有する母子への支援（母子生活支援施設）

（1）現状と課題

- 母子生活支援施設に入所する家庭の状況は、配偶者暴力被害のある世帯が4割近くを占めるとともに、子供への虐待経験がある世帯は5割を越えています。
- 配偶者暴力被害などにより支援の必要な母子家庭については、区市町村の枠を超えて対応することが必要ですが、区部で広域受入れを行っている施設は多くありません。
- 母子生活支援施設は、母子分離をせずに、虐待等の被害からの回復や虐待の未然防止に向けて支援する機能がありますが、こうした目的で入所するケースは少ない状況にあります。その理由として、関係機関等に施設が持つ機能が十分に認識されていないことが考えられます。
- 母子生活支援施設に入所している母子は、様々な課題を有しており、必ずしも、子供の養育環境が十分でない場合があります。
- 施設の中には、老朽化や洗面所等が共同で一般的なライフスタイルと合わないなど、課題のあるものもあります。
- 区市町村においては、広域受入れを進めるとともに、虐待の未然防止など母子生活支援施設を活用した支援を進める必要があります。
- 子供の育成を支えるため、学習環境の充実等が必要です。
- 施設の活用促進のため、生活環境改善のための取組が必要です。

(2) 第2期の取組状況

母子生活支援施設における支援の充実のため、広域利用の検討や、職員の育成、地域の関係機関との連携促進を強化しました。

母子生活支援施設の入所者の生活環境の改善にも取り組みました。

- 都は、区、市、施設の代表からなる検討会を設置し、課題を整理した上で、広域利用を推進し、区部において2施設が広域利用を開始しています。
- 母子生活支援施設の支援力の向上を図るため、中核となる職員を育成する基幹的職員研修を実施しました。
- 見守りが必要な母子等を支援するため、母子生活支援施設における滞在型の育児・家事指導を行う母子一体型ショートケア事業を開始しました。
- 入所者の安全な生活を確保するため、施設整備や耐震補強に係る整備を支援しました。

(3) 第3期の具体的取組

母子生活支援施設の利用を促進し、課題を有する母子家庭の自立を支援するとともに、入所児童への支援強化を図ります。

(母子生活支援施設の活用促進)

- 配偶者暴力被害を受けた母子家庭の安全確保のため、引き続き、広域受入れの実施について、区市に働きかけていきます。
- 支援を必要とする児童の早期発見や適切な支援に重要な役割を担う要保護児童対策地域協議会の構成機関に、母子生活支援施設を含めるよう働きかけます。
- 児童養護施設等に入所した子供の家庭復帰に当たっては、母子関係の調整や再統合を目指しながら生活できるよう、児童相談所と連携して、母子一体型ショートケアの利用につなげるなど、区市町村における母子生活支援施設の活用を進めます。

- 適切な支援を受けることにより、課題を有する母子が地域で自立して生活できるよう、退所後のアフターケアの充実、ショートステイやトワイライトステイの実施など、ひとり親家庭の支援拠点としての活用を推進します。

(施設に入所する子供の学習支援の充実)

- 入所児童が、標準的学力を備え、退所後に自立できるよう、小学生から高校生までを対象とした学習支援の充実を図ります。

(職員研修等の実施)

- 配偶者暴力被害や虐待による影響により、様々な課題を抱える母子世帯に適切に対応できるよう、母子支援の中核となる職員を育成し、施設の支援力向上に努めます。

(施設整備等への支援)

- 入所する母子の生活環境の向上を図るため、施設の設備等の整備を支援します。

取組事例9 母子生活支援施設の取組 ～新宿区立かしわヴィレッジ～

- 都内の母子生活支援施設では、利用者の39.3%がDV被害世帯となっています。心理療法担当職員や被虐待児個別対応職員が配置されており、DV被害者や虐待の被害を受けた子供たちに、安心・安全な「時」と「場所」と「人（支援者）」を提供し、DVや虐待の被害者支援を実施しています。
- 新宿区立かしわヴィレッジでは「ご飯の時間が最も緊張した」「家の記憶は恐怖でしかない」と語っていた子供たちに対して、手作りおやつの提供や食事会など、仲間と楽しく食事する機会を設けることで、「楽しい食事の時間」や「緊張感のない生活」を体感してもらうことや、問題を解決するために暴力を選択したり、怒りを暴力で表現することのない大人（支援者・ボランティア）との出会いから、大人モデルを修正する支援を実施しています。
- DVや虐待は人との関係の中で起きるものであり、その中で傷ついた心は、人と人とのつながりを深めていく中でしか癒せません。物理的、心理的な居場所を保障しながら、予測可能な生活を提供し、子供への心理的援助の実施、虐待の発生原因を「自分が悪かった」とする子どもの罪悪感の修正など、人との関わりの中で大切にされる体験を積み重ねることで、自己肯定感回復への過程を支援しています。



▲ 施設でのチャーハンの会

4 経済的支援

(1) 現状と課題

- ひとり親家庭の収入は、両親世帯に比べて低い傾向にあり、父子家庭についても、年間収入が200万円未満の割合が増加しています。
- 経済的課題を抱えたひとり親家庭において、経済的支援は、子供の健全育成のためにも、重要な役割を果たしています。

(2) 第2期の取組状況

母子寡婦法の改正に基づき、児童扶養手当や福祉資金貸付の拡充を図りました。

- 都独自の制度である児童育成手当では、父子家庭も支給対象としていましたが、児童扶養手当法の改正により、平成22年から、児童扶養手当も父子家庭に支給されるようになりました。
- 平成26年の児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当については、公的年金と児童扶養手当の併給制限が見直され、同年12月から年金と手当の差額支給¹¹が開始されました。
- 父子家庭への支援拡充として、平成26年の母子寡婦法の改正により父子福祉資金が創設され、都においても、同年10月から父子福祉資金の貸付を開始しました。

¹¹ 児童扶養手当と年金との差額支給：公的年金等の支給額が手当額を下回るときは、その差額分の手当を支給する。

(3) 第3期の具体的取組

自立に向けた子供の健全な成長を支えるため、引き続き、経済面からの支援を実施します。

(児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金)

- 児童扶養手当及び都独自の制度である児童育成手当、母子及び父子福祉資金の貸付を引き続き実施します。
- 法改正による児童扶養手当と年金との併給や父子福祉資金の貸付けについて、必要な家庭に支援が届くよう、引き続き普及に努めます。

(将来の自立に向けた子供の進学支援)

- 本人の希望が尊重され、能力・適性に応じた進路選択の機会を確保できるよう、中学3年生及び高校3年生の子供のいる一定所得以下の世帯を対象に、学習塾や進学のための受験費用の貸付けを無利子で行う「受験生チャレンジ支援貸付事業」により、ひとり親家庭の子供の進学を支援します。 (再掲)

(ひとり親家庭等医療費助成)

- ひとり親家庭等の負担を軽減するため、医療費の一部を助成する市町村を支援します。

取組事例10 シングルマザーのための生活応援講座 ～マネープランセミナー（江戸川区）～

- 江戸川区では、シングルマザーのためのマネープランセミナーを実施しました。
- セミナーには希望するシングルマザーが参加し、ファイナンシャルプランナーである講師が、ひとり親家庭の手当、貸付金や仕事に有利な資格取得支援などの制度全般や、収入と支出を踏まえた家計管理、子供の進学費用などを詳しく丁寧に解説しました。
- 講座終了後に、講座を受けたことによる気持ちの変化を参加者へ聞いたところ、ほとんどの方が「前向きになれた」「自信がついた」と回答されていました。
- 母子家庭では、7割以上の方が、家計について困っていると答えており、手当等の窓口でも、お金に関する相談を多く受けています。
- ひとり親にとって、収入と支出、利用できる制度などを把握して家計の管理をしっかりと行うことや将来を見据えて自らのキャリアライフプランを立てることはとても重要です。
- 今後もより多くのひとり親に参加していただくことができるよう、実施していきます。



▲マネープランセミナーの様子

ひとり親家庭に育つ子供の状況調査の結果から⑦ ～経済的支援～

- 両親が離婚した時、誰からどのような支援があったら良かったと思うかとの問い合わせでは、「公的機関などからの金銭的支援」や、「父親からの子育て資金」「父からの金銭的支援」等父親からの養育費などを求める声が多くあげられました。
- ひとり親であったことでの悩みや諦めたことでは、「お金がなかったから、欲しい物はほとんど我慢していた」「欲しいものや、やりたいことはほとんど言えなかった」など、経済的な厳しさゆえに自分の要望をほとんど言えなかったという回答が見られました。諦めたものとして、進学に関わるものあげる回答が散見されました。
- 一方で、両親以外（祖父母や兄弟姉妹、親戚、近隣）からの経済的・精神的な支えについては、「あった」が約6割に及び、「小遣い」「祝品」などの経済面での支援、「悩みや親への不満を聞いてくれた」などの心理面でのサポートなどのほか、「生き方・考え方など大人のロールモデル」といった成長面での欠かせない存在になっている場合も見られました。
- 子供に対する支援等への意見については、「ひとり親家庭が困っているのは経済的な面がほとんどであると想像している」など経済的支援を希望する回答が多く見られ、子供の立場からも経済的支援の必要性を感じていることが分かります。

5 東京都のひとり親家庭施策の体系

(1) 施策分野別

○：ひとり親家庭に限定した支援策

●：ひとり親家庭を含む支援策

(下線部は新規・充実事業)

相談体制の整備

○東京都ひとり親家庭支援センター事業

(生活相談・養育費相談・面会交流支援)

○母子・父子自立支援員の資質の向上

(母子・父子自立支援員研修)

○ひとり親家庭等生活向上事業

●子供家庭支援センター事業

●生活困窮者自立相談支援事業

●配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援

就業支援

○東京都ひとり親家庭支援センター事業（就労支援）

○在宅就業推進事業

○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

○母子家庭・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

○母子家庭・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業

○母子・父子自立支援プログラム策定事業

○ひとり親家庭相談窓口強化事業

○母子家庭の母等に対する職業訓練

●生活保護受給者等就労自立促進事業

●東京しごとセンター事業

●保育付き職業訓練

●育児離職者向け能力開発訓練

●女性の再就職に対する緊急対策

子育て支援・生活の場の整備

子育て支援

- ひとり親家庭ホームヘルプサービス
 - 通常保育事業
(認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、定期利用保育事業等)
 - 夜間保育事業、延長保育事業、休日保育事業
 - 病児保育事業 ●子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
 - 一時預かり事業 ●ファミリー・サポート・センター事業
 - 学童クラブ事業 ●放課後子供教室
-
- 出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）
 - 地域子育て支援拠点事業（子育て支援事業） ●利用者支援事業
 - 生涯を通じた女性の健康支援事業 ●子育てスタート支援事業
 - 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ●養育支援訪問事業
 - 要支援家庭を対象としたショートステイ事業
 - 要支援家庭の早期発見に向けた取組

○ひとり親家庭の子供の学習支援

- 生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援事業
- 受験生チャレンジ支援貸付事業 ●被保護者自立促進事業

生活の場の整備

- 都営住宅の優先入居 ●居住支援協議会
- 母子生活支援施設等の支援力の向上 ○母子生活支援施設等の施設整備
- 施設に入所する子供の自立支援の充実 ○母子緊急一時保護事業

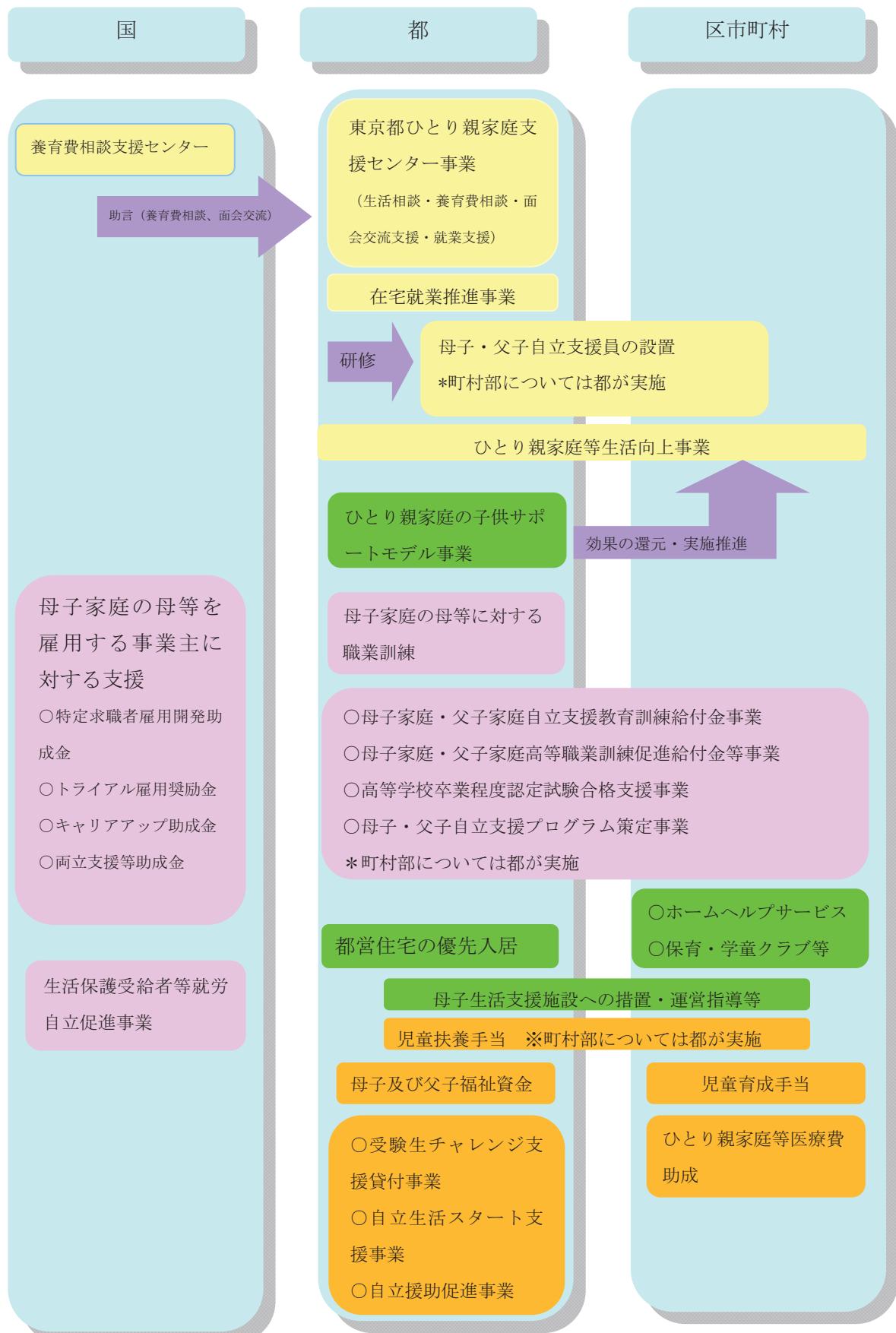
経済的支援

- 児童扶養手当 ○児童育成手当
- 母子及び父子福祉資金貸付 ○ひとり親家庭等医療費助成
- 自立生活スタート支援事業 ○自立援助促進事業
- 受験生チャレンジ支援貸付事業（再掲） ●被保護者自立促進事業（再掲）

区市町村の取組の支援

- 子供家庭支援区市町村包括補助事業（ひとり親家庭のしおり作成、父子家庭への相談支援充実、ステップファミリーへの相談支援、親子の心のふれあい事業など）

(2) 実施主体ごとのひとり親家庭支援施策



6 事業一覧

1 相談体制の整備

1	○東京都ひとり親家庭支援センター事業	福祉保健局
ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・面会交流支援を実施します。		
2	○母子・父子自立支援員の資質の向上（母子・父子支援員研修の実施）	福祉保健局
身近な地域において、ひとり親家庭からの相談に的確に対応していくため、母子・父子自立支援員の研修の内容を充実し、カウンセリングの精神や技法、サービスのコーディネートなど、総合的な支援力の向上を図ります。		
3	○ひとり親家庭等生活向上事業	福祉保健局
ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るなど、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援します。		
4	●子供家庭支援センター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局
地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターを設置します。また、児童虐待対応の専門性を強化した先駆型子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援します。		
5	●生活困窮者自立相談支援事業	福祉保健局
生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）に基づき、福祉事務所設置自治体である区市（町村は都）が自立相談支援窓口を設置し、生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、自立に向けてプランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関とのネットワークづくりを行います。		
6	●配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援	生活文化局
配偶者暴力に関する総合相談、配偶者暴力被害者の心理的サポートと自立支援情報の提供を行う講座、配偶者暴力のある家庭の子供の心の傷の回復を支援する講座等を実施します。		
<ul style="list-style-type: none">○ 専門員を中心とする電話相談、面接相談（精神科医による相談・法律相談）○ 子供の心のダメージの早期回復を図るための子供広場事業○ DV被害者が自立した生活を築くための講座○ 民間で被害者支援を行う人材に対する研修等の実施○ 被害者支援民間団体への活動支援（人材育成、施設機能の強化等）○ 区市町村におけるDV相談支援センター機能整備に対する支援 等		

2 就業支援

再掲	○東京都ひとり親家庭支援センター事業（就業支援）	福祉保健局
<p>○ ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業（就業相談、就業促進活動、相談支援員研修会）、就業支援講習会、就業情報提供事業を行います。</p> <p>○ 親への支援と併せて、子供本人へのキャリアカウンセリングや求人情報の提供などを行います。</p>		
7	○在宅就業推進事業	福祉保健局
<p>在宅就業を希望するひとり親に対し、業務の調達・分配、納入した業務の検収・サポート等を一定期間行います。</p>		
8	○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（新規） 【実施主体：区市、町村については都】	福祉保健局
<p>より良い条件での転職や就職の可能性を拡げるため、高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進します。</p>		
<p>■事業目標（31年度） 62区市町村</p>		
9	○母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業 【実施主体：区市、町村については都】	福祉保健局
<p>母子家庭の母親及び父子家庭の父親の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村において取り組みます。</p>		
10	○母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業 【実施主体：区市、町村については都】	福祉保健局
<p>母子家庭の母親及び父子家庭の父親の就労につながる資格取得を促進するため、養成機関で修業している一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村において取り組みます。</p>		
11	○母子・父子自立支援プログラム策定事業 【実施主体：区市、町村については都】	福祉保健局
<p>児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う事業について、全区市での実施を支援します。</p>		
<p>■事業目標（31年度） 62区市町村</p>		
12	○ひとり親家庭への相談窓口強化事業（新規） 【実施主体：区市、町村については都】	福祉保健局
<p>福祉事務所に就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行います。</p>		
13	○母子家庭の母等に対する職業訓練	産業労働局
<p>母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図ります。</p>		

14	●生活保護受給者等就労自立促進事業	福祉保健局
生活保護受給者や児童扶養手当等受給者について、福祉事務所等からハローワークに就労支援の要請があった場合、ハローワークにおいて担当者制を中心に連携して支援を行います。		
15	●東京しごとセンター事業	産業労働局
東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い就職活動を支援します。また、東京しごとセンター内の「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、きめ細かい再就職支援を実施します。		
16	●保育つき職業訓練	産業労働局
子育て中の求職者に、民間教育訓練機関を活用した保育サービス付きの職業訓練を受ける機会を提供し、能力開発・早期就業を支援します。		
17	●育児離職者向け能力開発訓練	産業労働局
自宅で訓練が可能なeラーニング委託訓練を実施します。		
18	●女性の再就職に対する緊急対策	産業労働局
結婚、出産、育児等により退職したが、その後再び就職を希望する女性に対し、職業訓練を実施し、再就職を支援します。		

3 子育て支援・生活の場の整備

(1) 子育て支援

19	○ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 【実施主体：市町村（区部は財政調整算入事業）】	福祉保健局
ひとり親家庭になって直後の生活の激変や就職活動等の理由により、家事や育児等の日常生活に支援が必要なひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣する市町村を支援します。		
20	●通常保育事業（認可保育所・認証保育所・認定こども園・定期利用保育事業など）	福祉保健局
地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを組み合わせ、保育サービス拡充に取組む区市町村を支援していきます。		
<input type="radio"/> 認可保育所 保育を必要とする就学前児童に対する保育を行う、児童福祉法に定める児童福祉施設		
<input type="radio"/> 認証保育所 東京の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の基準により設置・運営する保育施設		
<input type="radio"/> 認定こども園 就学前の子供を、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育と保育の一体的提供と地域における子育て支援を行う施設		
<input type="radio"/> 定期利用保育 パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態に多様化に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育するサービス		
<input type="radio"/> 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業） 平成27年4月1日から新たに制度化された、主に0歳から2歳までの乳幼児を対象とした区市町村の認可による保育サービス		

21	●夜間保育事業	福祉保健局
保護者の就労等の事情により、夜間（おおよそ午後10時まで）のニーズに対応するため、夜間保育に取り組む区市町村を支援します。		
22	●延長保育事業	福祉保健局
保護者の就労の多様化、長い通勤時間等に伴う保育ニーズに対応するため、11時間の開所時間の前後において延長保育を行う区市町村を支援します。		
23	●休日保育事業	福祉保健局
保護者の就労形態の多様化により、日曜日、国民の祝日等のニーズに対応するため、休日保育に取り組む区市町村を支援します。		
24	●病児保育事業	福祉保健局
<ul style="list-style-type: none"> ○ 病中又は病気の回復期等にあって、集団保育が困難な保育所在籍児童等を、保護者の勤務の都合等により家庭で育児ができない場合に、保育所や病院等の専用スペース等において一時的に預かり保育を行う区市町村を支援し、病後児保育を充実します。 ○ 病児・病後児保育施設の人材とノウハウを活用した地域の保育所等の職員に対する技術支援や利用者に病児のケアに関する情報提供を行う取組、保育所や自宅で児童が発症した際のお迎えサービスの実施、駅近郊の施設による自治体間の広域利用など、病児・病後児保育の充実に取り組む区市町村を支援します。 		
25	●子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）【実施主体：区市町村】	福祉保健局
子供の年齢等にかかわらず、すべての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう、取り組む区町村を支援します。		
26	●一時預かり事業【実施主体：区市町村】	福祉保健局
保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供できるよう、一時預かり事業に取組む区市町村や事業者を支援します。		
27	●ファミリー・サポート・センター事業	福祉保健局
仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援します。		

28	●学童クラブ事業	福祉保健局
<p>○ 就業などにより、保護者が昼間いない小学生の健全な育成を図るために、区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）の供給体制の整備を支援していきます。</p> <p>○ 都型学童クラブ事業においては、開所時間の延長や保育士等有資格者の配置を基本とし、学童クラブのサービス向上を図ります。</p> <p>○ 既存施設を活用して、学童クラブ事業を新たに実施するための改修及び設備の整備等を行う事業に対する補助を実施することで、学童クラブの設置を促進します。</p>		
29	●放課後子供教室	教育庁
<p>すべての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流の機会を提供することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進します。</p>		
30	●出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）	福祉保健局
<p>妊娠期から子育て期にわたる妊産婦等への切れ目ない支援を行う区市町村に対してワンストップ拠点への専門職の配置等を支援することで、取組の一層の充実を促します。</p>		
31	●地域子育て支援拠点事業（子育て支援事業）	福祉保健局
<p>子育てひろばにおいて、地域支援や利用者支援事業を実施し、地域社会で子育てを支援する体制や保護者の相談体制の充実に取り組む区市町村を支援します。</p>		
32	●利用者支援事業	福祉保健局
<p>子供及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、区市町村が、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。</p>		
33	●生涯を通じた女性の健康支援事業	福祉保健局
<p>電話相談事業（「女性のための健康ホットライン」「妊娠相談ほっとライン」「不妊・不育ホットライン」）により女性の様々な悩みに対応するとともに、妊娠適齢期等に関する普及啓発を行います。</p>		
34	●子育てスタート支援事業	福祉保健局
<p>出産や子育てに特に支援を必要とする妊婦・母児に対し、心身の安定と育児知識等を付与する場として、一定期間のデイケアや宿泊ケアを行うことで、妊娠から産後までの切れ目ないサポート体制の確立を支援します。</p>		
35	●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	福祉保健局
<p>生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業を実施する区市町村の取組を支援します。</p>		
36	●養育支援訪問事業	福祉保健局
<p>保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業を実施する区市町村の取組を支援します。</p>		

37	●要支援家庭を対象としたショートステイ事業	福祉保健局
養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援します。		
38	●要支援家庭の早期発見に向けた取組	福祉保健局
母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進します。		

(2) ひとり親家庭の子供の学習支援の推進

39	○ひとり親家庭の子供の学習支援	福祉保健局
<ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭の子供サポートモデル事業 ひとり親家庭に育つ子供（小学4年生から高校生）に対し、学習塾形式及び家庭教師派遣形式の学習支援を行うとともに、子供の悩みを聞くなど生活支援を行い、子供の自立を支援します。 ○ 学習支援の推進 ひとり親家庭の子供を対象に含む学習支援（学習支援ボランティア事業または生活困窮者自立支援法の学習支援事業）について、都内全域での実施を推進します。 		
■事業目標（31年度）	62区市町村	
40	●生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援事業	福祉保健局
生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）に基づく「子供の学習支援事業」などの任意事業に取り組む区市への体制整備を支援するとともに、都が実施主体となる町村部における生活困窮者支援の取り組みにより、都内全域での支援体制を整備していきます。		
41	●受験生チャレンジ支援貸付	福祉保健局
学習塾などの費用や、高校・大学などの受験費用について貸付けを行うことにより、一定所得以下の世帯の子供たちを支援します。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合、申請により償還が免除されます。		
42	●被保護者自立促進事業	福祉保健局
小中学生及び高校生のいる生活保護受給世帯に向けて、学習塾等の費用（小中学生のみ）、学習・相談ボランティアの派遣費用、ボランティア体験イベントや社会教養セミナー等への参加費用等を支給します。実施については、都が定めた要件の範囲内において、区市が要綱等を定めて行います。		

(3) 住居の確保

43	○都営住宅の優先入居	都市整備局
ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅空き家の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による空き屋住宅募集、母子生活支援施設退所者向け特別割当等により、住宅を提供します。		

44	●居住支援協議会	都市整備局
住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯など）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、東京都居住支援協議会は、区市町村における居住支援協議会の設立を促進するとともに、その活動を支援します。		

（4）課題を有する母子への支援

45	○母子生活支援施設等の支援力の向上	福祉保健局
母子生活支援施設における支援の核となる基幹的職員を育成します。また、母子生活支援施設や婦人保護施設の職員の研修参加や施設間研修を支援し、対応力を強化します。		
46	○施設に入所する子供の自立支援の充実	福祉保健局
養育環境により、十分な学習機会が確保されていない小学生から高校生までの児童に対し、標準的学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図ります。		
47	○母子生活支援施設等の施設整備	福祉保健局
老朽化した母子生活支援施設・婦人保護施設について、利用者の安全の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進めます。また、老朽化遊具の撤去やパソコン整備による学習環境の改善など、入居者の生活の改善に資する整備について、支援を行います。		
48	○母子緊急一時保護事業 【実施主体：区市、町村については都】	福祉保健局
母子家庭等の緊急的な一時保護を行う区市町村に対し、支援を行います。		

4 経済的支援

49	○児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付	福祉保健局
○ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。 ○ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援します（事業開始、事業継続、修学、技能習得、修業、就職支援、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚の12種類）。		
50	○ひとり親家庭等医療費助成 【実施主体：市町村（区部は財政調整算入事業）】	福祉保健局
ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分助成を行う区市町村を支援します。		
51	○自立生活スタート支援事業	福祉保健局
母子生活支援施設や婦人保護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うため、施設等と連携して相談援助を行うとともに、転居、技能習得、就職支度に対する資金の貸付を行います。		

52	○自立援助促進事業	福祉保健局
母子生活支援施設や婦人保護施設等を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進します。		
再掲	●受験生チャレンジ支援貸付の実施	福祉保健局
学習塾などの費用や、高校・大学などの受験費用について貸付けを行うことにより、一定所得以下の世帯の子供たちを支援します。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合、申請により償還が免除されます。		
再掲	●被保護者自立促進事業	福祉保健局
<p>生活保護受給者を対象に、就労支援や地域生活への移行、次世代育成支援など自立支援に要する経費の一部を支給する区市に対し、支援します。実施の有無や支給内容は区市により異なります（都が定めた要件の範囲内において区市が要綱等を定めています。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子世帯等で母や子の病気時に一時的に子を施設等に預けた場合の保育料 ○ 母子世帯等が就労するに当たり、子が認可保育園待機中のため、入園できるまでの間、認証保育所等を利用した場合の入園料・保育料 ○ 小中学生及び高校生のいる生活保護受給世帯に向けて、学習塾等の費用（小中学生のみ）、学習・相談ボランティアの派遣費用、ボランティア体験イベントや社会教養セミナー等への参加費用等の支給（再掲） 		

区市町村の取り組み支援

53	●子供家庭支援区市町村包括補助事業（ひとり親家庭支援）	福祉保健局
区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する、ひとり親家庭施策を含む子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を支援することにより、都における福祉保健施策総体の向上を図ります。		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 先駆的事業：新たな課題に取り組み、区市町村独自の創意工夫による事業 ○ 選択事業：母子・父子自立支援プログラム策定推進事業、緊急一時保護事業、ひとり親家庭地域生活サポート事業 等 ○ 一般事業：ホームヘルプサービス（対象：市町村） 	

